

知的財産権取扱ガイドライン

（目的）

第 1 条 知的財産権取扱ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、建設技術共創・実装フォーラム規約（以下「本会規約」という。）第41 条の規定に基づき、同第4条に掲げる活動（以下「本会活動」という。）に使用する知的財産権、及び当該活動を通じて発生する知的財産権の取り扱いの指針、留意事項等を定めること並びに第44条の規定に基づく秘密情報の取扱いについて定めることにより、知的財産権の帰属、維持及び利用について明確にすることを目的とする。なお、本ガイドラインに別段の定めのない限り、本ガイドラインに用いる用語は本会規約に定める定義によるものとする。

（定義）

第 2 条 本ガイドラインにおける用語の定義は以下のとおりである。

- (1) 「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいい、これらの登録を受ける権利を含むものとする。
- (2) 「知的財産権」とは、産業財産権、著作権、並びにノウハウ及び営業秘密、実験データ等の一切の技術的成果に関する権利をいう。
- (3) 「参加会員」とは、本会活動に参加する会員をいう。

（知的財産権の帰属）

第 3 条 本会活動の過程において新たに生じた知的財産権の帰属については、事業ごとに関係者間で締結する協定書等において権利帰属を明らかにするものとする。

- 2 前項の規定は、入会前に会員によって保持されていた知的財産権及び入会中に本会活動とは関係なく会員によって保持される知的財産権（以下両者を合わせて「既存の知的財産権」という。）を他の会員に移転するものではなく、既存の知的財産権については、当該権利者に留保されるものとする。

（会員が保有する知的財産権の実施許諾）

第 4 条 本会活動を通じて他の会員から自己の保有する建設技術の利用許諾の申し入れがあった場合は、実施許諾の可否及び条件について相互の協議により定めるものとする。

（秘密保持）

第 5 条 秘密情報とは、秘密である旨を明示し本会活動のために開示されたノウハウ、発明、図面、仕様、データ等、技術上及び業務上の一切の情報及び研究開発成果をいう。なお、秘密情報を開示する会員を開示者、開示者の秘密情報を受領する会員を受領者という。

- 2 前項の秘密情報が、口頭又は視覚情報等の無体物により開示される場合、開示者は開示の際に秘密である旨を表明し、かつ開示後10日以内にその内容を書面にし、受領者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合、秘密情報には含まれないものとする。
- (1) 開示者から開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示者から開示を受けた時点で受領者が既に保有していた情報
 - (3) 開示者から開示を受けた後、受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示者から開示を受けた秘密情報によらず、受領者が自らの開発により知得した情報
 - (5) 受領者が第三者から秘密保持義務を伴わず適法に知得した情報
- 4 第1項の秘密情報に関わる知的財産権及びその他権利は、その開示者に属するものであり、開示により受領者に対して何ら権利を移転するものではない。
- 5 受領者は、秘密情報を秘密として保持するものとし、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、漏洩してはならない。
- 6 受領者は、前項の規定にかかわらず、法令等に基づき、行政機関、裁判所等から秘密情報の開示を要請された場合、当該法令等を遵守するために必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができるものとする。ただし、この場合、受領者は、可能な限り事前に開示者に対し開示を要請された旨を通知することに努めるとともに、秘密情報が秘密として最大限保持されるよう合理的に取り得る手段を講じなければならない。
- 7 受領者は、秘密情報を、当該秘密情報の開示を受けた総会、幹事会及び部会の各会議体（以下、総称して「本会会議体」という。）での目的以外の目的に使用してはならない。
- 8 受領者は、本会会議体の活動が終了した場合、速やかに開示者の指示に従い、秘密情報に関するすべての書面及び媒体を開示者に返還ないし解読不能な状態にして破棄するものとする。ただし、法律、政令、規則若しくは条例等の法令上の保管義務又は業務記録等として自己の責任において必要最低限の情報を保管する場合は、この限りではない。
- 9 本会会議体において開示された秘密情報の秘密保持期間は、開示をしてから2年間とする。ただし、開示者からの又は開示者に対する申出により当該秘密保持期間を変更することを妨げない。

（改正）

第6条 本ガイドラインの改正は、幹事会の議決を経て行うものとする。

（その他）

第7条 本ガイドラインに記載のない事項及びその解釈に疑義が生じた事項（以下「疑義事項等」という。）に関しては、会員が幹事会に対して疑義事項等の申立てを行い、幹事会において疑義事項等を協議のうえ解決を図るものとする。